⑸　地域の担い手を確保する環境づくりの推進

観光、交通、物流、建設等の現場で働く人々、特に若者が希望を持って安心して働けるように、就労環境の整備、安心してキャリアアップできる道筋の明確化、技術者や技能労働者の処遇の改善等働きやすい環境づくりを進める。また、若者が地元に定着し、地方に住み続けられる環境の整備を促進する。

高齢者が活躍でき、伝統文化が継承されていく社会づくり、健康増進に資するまちづくりを促進する。

職業生活において女性も活躍でき、男女を問わず家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となる社会の実現を図る。そのため、家庭、職場、保育所が近接するまちづくりや、地域で子育てを支援するまちづくり、男性の家事・育児等への参画促進等を進めるとともに、柔軟な休暇制度の充実やテレワークの推進、クラウドソーシングの活用等の環境整備、再就職支援、起業促進等、女性のライフステージに対応した多様な働き方を推進する。また、ワークライフバランスを意識した働き方の改善に向けた取組を着実に推進する。

障がいのある人の就労ニーズと企業の雇用ニーズを結びつける取組を進めるとともに、実習の実施、就労にともなう生活のサポート等、障がいのある人の就労を支援する取組の普及を促進する。

医療・介護、福祉、見守り、子育て等の多様な日常生活支援サービス産業の育成、ソーシャルビジネス※28の起業等を促進することにより、共助社会づくりの推進を図る。

4　暮らし・産業を守る災害に強い安全・安心圏域の実現のための施策

⑴　南海トラフ巨大地震等への備え

公共施設及び住宅・建築物の耐震化、液状化対策、津波対策等の施設整備を推進する。特に地震発生後、津波が急襲する地域においては、少なくとも命を守ることを大前提とした避難対策をハード・ソフトの両面で進める。

平時の住宅政策の中で災害対応力を強化するとともに、避難経路の確保や避難空地、延焼防止に有効な道路・都市公園・広場の整備等により、災害に強いまちづくりを推進する。

都市機能が集積し津波による甚大な被害が懸念されるゼロメートル地帯の浸水対策、特に、防潮堤の整備、建築物の地階に設けられる居室や地下街等の地下空間における対策、避難誘導体制の構築等により、京阪神都市圏における災害対策の強化を推進する。

京阪神都市圏では、約220～270万人とも見込まれる帰宅困難者対策を官民連携の下で推進する。

高速道路ネットワークの構築や、海上輸送や航空輸送による緊急輸送を想定した港湾・空港機能等の強化など、多重性、代替性を備えた陸・海・空の輸送ルートを確保する。また、防災機関と物流事業者が連携した緊急物資等の円滑な輸送・供給など、大規模災害時における支援体制を構築する。

災害発生時においても災害廃棄物の適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速な処理を実施するため、国、府県、市町村を始め広く関係者の参画する「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」（近畿ブロック協議会）を設置し、平時から連携・協力体制を構築するとともに、災害廃棄物の仮置場の確保や施設整備等、備えの充実を図る。

東日本大震災の被災地における地籍調査の有用性を踏まえ、被災想定地域において、重点的に地籍調査を実施する。

⑵　災害に強くしなやかな国土の構築

南海トラフ巨大地震への対策とともに、国土強靱化基本法に基づいて、近畿圏全体で国土強靱化地域計画を推進することにより、強靱な近畿圏の国土を構築する。

活断層に起因する大地震に備え、地震時に倒壊する危険性が高い建築物及び緊急輸送路を確保する上で重要な緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強や沿道建築物の耐震化、無電柱化等、地域の安全性向上を図る取組を推進する。

豪雨による洪水・土砂災害、また高潮等に備え、中小河川も含めた河川改修、ダム建設及び再開発、砂防関係施設の整備、海岸保全施設の整備、雨水幹線の整備、ため池の整備・保全、森林の適切な整備・保全、道路斜面や盛土等の防災対策等に加え、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組、ダムの洪水調節等の効果的な運用、最大規模の洪水、内水、津波及び高潮を想定したハザードマップの策定、土砂災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の充実・強化、ＸバンドＭＰレーダ※29による局地的大雨の観測強化等、ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる災害対策の強化を推進する。この際、最大クラスの外力に備えて、命を守り、壊滅的な被害とならないよう対策を推進していくことが必要となる。

防災関係機関が連携してタイムライン（時系列の行動計画）の策定や避難訓練の実施等を促進する。また、行政機関等から提供されるハザードマップ等の情報を元に防災に関する知識の啓発を進め、自ら考え適切に行動する「自助」と住民相互や地域コミュニティの中で助け合う「共助」の強化を図る。また、自助・共助の観点に立ち、防災訓練とともに、「稲むらの火※30」や阪神・淡路大震災などの教訓を次世代に継承し、災害に対する意識の継続と知識の向上を図る。

交通、エネルギー、ライフラインの多重性、代替性を広域的に確保するとともに、非常時においても都市機能を一定維持していくため、企業等に対してＢＣＰ※31等の策定を支援するとともに、石油コンビナートなどの防災を促進する。

地域の建設業者等が災害時においても事業継続が可能な対応能力を維持していくことで、地域における十分な災害対応能力を持続させる。

豪雪地帯における降雪時の体制の強化対策を推進するとともに、除排雪体制を確保する。また、道路利用者への冬装備装着の注意喚起、ホームページやラジオ、ツイッター等を活用した道路情報や除雪状況の情報提供の充実を行うとともに、災害対策基本法に基づく立ち往生車両の迅速な移動を行う。

文化財や地域独自の歴史的まちなみ等の文化・景観の保全視点に立ち、文化財の防災対策など災害から守る取組を推進する。

災害時のエネルギーの安定的な確保対策の一つとして、天然ガスの供給体制を強化するため、太平洋側と日本海側のＬＮＧ受入基地とそれを結ぶ輸送路及びパイプラインの整備等に向けて検討を進める。

⑶　社会資本の老朽化対策の推進

インフラ長寿命化基本計画・行動計画の下、個別施設の長寿命化計画等の策定を進め、老朽化対策を的確かつ着実に実施していく。特に、地方公共団体においては、公共施設等総合管理計画の策定等により、適正な維持管理を推進する。

市町村における老朽化対策が的確に進められていくために、国、府県、市町村が連携した技術者の派遣、先進的な事例の収集・共有等、関係機関が連携して対策が講じられる仕組みを構築する。また、橋梁の維持管理等、老朽化に対応した地域の安全安心を担う人材を育成し、確保する。

施設の補修時や更新時を機能や景観等を改善する貴重な機会ととらえて、施設が地域に果たす役割を改善する方策を進める。また、既存の社会資本を長期にわたり持続的に維持できるよう、施設の特性に応じて維持管理・更新費を確保する施策（ＰＰＰ※32／ＰＦＩ※33）についても検討を進める。

社会資本の点検・診断、修繕・更新等が適正に実施されるよう、新技術の開発と積極的な活用を促進していく。特にものづくりの力を活用して、民間企業によるメンテナンス分野の技術開発が促される取組を進める。

点検・補修等の様々な機会を活用して老朽化対策の重要性の理解を促す活動を行い、広く住民にメンテナンスの重要性を啓発する。

⑷　首都圏の有する諸機能のバックアップ等

東西の役割分担により災害に強い国土を形成するため、首都圏が大規模な被害を受けた場合に、ＩＣＴの活用等により、首都圏のバックアップを果たす機能を強化するとともに、そのために必要な社会基盤の充実を図る。

東京に本社等がある民間企業等に対して、本社等のバックアップ機能を近畿圏で確保するよう支援する取組を進める。

政府関係機関については、地方からの提案を受ける形で移転を進めることにより、雇用の確保や地域の戦略に応じた発展にもつながるため、各地域が持つ特性を発揮することができる移転提案について、その具体化を図っていく。